

犯罪行為により自己名義口座に振り込まれた 預金の払戻しと詐欺罪・窃盗罪の成否 —東京高判平成 25 年 9 月 4 日、判例時報 2218 号 134 頁⁽¹⁾

田 中 優 輝

【事実の概要】

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、被告人が代表者となっている甲社名義の普通預金口座に詐欺等の犯罪行為により現金が振り込まれているのに乗じて、①平成 24 年 3 月 13 日、乙銀行 a 支店の行員から現金 200 万円の払戻しを受け（詐欺）、②同日、丙銀行 b 支店に設置された現金自動預払機から現金 99 万 9000 円を引き出し（窃盗）、③翌 14 日、丙銀行 b 支店の行員から現金 700 万円の払戻しを受けた（詐欺）。

これらの犯罪事実に先立ち、同年 2 月 28 日、被告人は、丁銀行 c 支店にて甲社名義の預金口座から預金を払い戻そうとした際、応対した銀行担当者か

(1) 本稿は、2016 年 6 月 11 日に海上保安大学校にて開催された中四国刑事法判例研究会での報告をもとにまとめたものである。本判決の評釈類として、富山侑美「振り込め詐欺の『出し子』の罪責について」上智法学論集 59 卷 3 号 (2016 年) 239 頁、杉本一敏・平成 26 年度重要判例解説 (2015 年) 172 頁、浅井弘章・銀行法務 21・784 号 (2015 年) 22 頁、今井誠・捜査研究 768 号 (2015 年) 16 頁、内田幸隆・法学教室 413 号別冊判例セレクト 2014 [I] (2015 年) 34 頁、福嶋一訓・警察公論 69 卷 5 号 (2014 年) 88 頁、田山聡美・刑事法ジャーナル 41 号 (2014 年) 224 頁。このほか、本稿脱稿後のものとして、松宮孝明「振込め詐欺に利用された口座からの払戻しと財産犯」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 [上巻]』(2016 年、成文堂) 765 頁、金子博「犯罪行為に利用されている自己名義の預金口座からの払戻しと財産犯の成否—東京高裁平成 25 年 9 月 4 日判決を素材として—」同・浅田古稀 785 頁。

39 - 犯罪行為により自己名義口座に振り込まれた預金の払戻しと詐欺罪・窃盗罪の成否（田中）
ら、警察からの要請で甲社名義の預金口座を凍結したので出金できないことや警察署の連絡先を告げられ、「分かりました。弁護士と相談します。」などと返答して退店していた。

原判決⁽²⁾は、被告人が氏名不詳者らから本件仕事を持ちかけられた経緯、その仕事の内容と不相応な報酬、被告人の断りなしに被告人が甲社の代表者として登記されたことなどをも併せ考慮すると、被告人は、遅くとも、2月28日に口座凍結の説明を受けた時には、甲社名義の預金口座が何らかの犯罪行為に利用されている可能性が非常に高いことを認識したはずであり、以後、銀行がそうした事情を知った場合には口座が凍結されることを知りながら預金を引き出したことになるから、詐欺・窃盗の故意、および、氏名不詳者らとの共謀があったと認定できるとし、被告人を懲役3年に処した。

弁護人が事実誤認と量刑不当を理由に控訴。

【判 旨】 控訴棄却（確定）

本判決は、弁護人の事実誤認の主張を排斥した上で、詐欺罪・窃盗罪の成否につき、以下の通り職権で判断を加え、原判決の判断を支持した。

「甲社の預金口座への振込金が詐欺等の被害者によって振り込まれたものであっても、甲社は、銀行に対し、普通預金契約に基づき振込金額相当の普通預金債権を取得することになると解され（最高裁判所平成8年4月26日第二小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照）、被告人は甲社の代表者であることに鑑み、原判決が、被告人がした本件の各預金引出し行為は、正当な権限に基づかないものであって欺もう行為に当たり、被告人が現金自動預払機から預金を引き出した行為は窃盗罪に該当するとしている点について、檢察官

(2) 長野地松本支判平成25年2月21日公刊物未登載。

及び弁護人の意見書を踏まえて、職権で判断を加えることにする。

証拠によれば、本件各銀行は、預金債権を有する口座名義人から、その預金債権の行使として自己名義の通帳やキャッシュカードを用いて預金の払戻し請求がされた場合、いかなるときでも直ちに支払にに応じているわけではなく、それぞれの普通預金規定において、預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合には、銀行側において、その預金取引を停止し、又はその預金口座を解約することができるものと定めており（乙銀行の普通預金規定 13 条 (2) ③（原審甲 42 号証）、丙銀行の普通預金規定 13 条 (2) ③（同 3 号証）⁽³⁾、今回のように預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていると認めたときは、この規定に基づき、当該預金口座の取引停止又は解約の措置をとることができることとしている。そして、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「救済法」という。）においては、『金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。』とされており（救済法 3 条 1 項。なお、その結果凍結された口座等に係る預金等債権は、その消滅手続を経た上で被害者に対する救済の原資に充てられる。）、本件各銀行においても、警察からの上記情報提供によって、当該預金口座が詐欺等の犯罪に利用されているものであることが分かれ

(3) 普通預金規定ひな型は以下の通りである。

10（解約等）(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。……

②この預金の預金者が前条第 1 項〔引用者注：譲渡、質入れの禁止〕に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

37 - 犯罪行為により自己名義口座に振り込まれた預金の払戻しと詐欺罪・窃盗罪の成否（田中）
ば、救済法に基づき、当該預金口座を凍結して払戻しには応じないこととして
いることが認められる。

このように、銀行が犯罪利用預金口座等である疑いがある預金口座について口座凍結等の措置をとることは、普通預金規定に基づく取扱いであるとともに、救済法の期待するところでもあることから、銀行としても、救済法の趣旨に反するとの非難を受けないためにも、また、振り込み詐欺等の被害者と振込金の受取人（預金口座の名義人）との間の紛争に巻き込まれないためにも、このような口座については当然口座凍結措置をとることになると考えられる。そうすると、詐欺等の犯罪行為に利用されている口座の預金債権は、債権としては存在しても、銀行がその事実を知れば口座凍結措置により払戻しを受けることができなくなる性質のものであり、その範囲で権利の行使に制約があるものということができる。したがって、上記普通預金規定上、預金契約者は、自己の口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知った場合には、銀行に口座凍結等の措置を講じる機会を与えるため、その旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があり、そのような事実を秘して預金の払戻しを受ける権限はないと解すべきである。そうすると、前記のとおり、被告人は、本件各犯行の時点では、甲社名義の預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知っていたと認められるから、原判決の判示するとおり、被告人に本件預金の払戻しを受ける正当な権限はないこととなり、これがあるように装って預金の払戻しを請求することは欺もう行為に当たり、被告人がキャッシュカードを用いて現金自動預払機から現金を引出した行為は、預金の管理者ひいて現金自動預払機の管理者の意思に反するものとして、窃盗罪を構成するというべきである。」

【研 究】

1. はじめに

本判決は、被告人が、自己が代表者である株式会社名義の預金口座が詐欺

等の犯罪行為に利用されていることを知りながら、銀行窓口で現金の払戻しを受ける行為について詐欺罪の、現金自動預払機から現金を引き出す行為について窃盗罪の成立を認めたものである。振込みの原因となった犯罪行為の具体的内容は認定されていないが、振り込め詐欺等のいわゆる特殊詐欺であろうと推測される。振り込め詐欺につき、近時の実務・裁判例は、被害者が現金を持ち込んだか否かにかかわらず、指定口座に入金した時点で 1 項詐欺罪の既遂を認めるようである⁽⁴⁾。被告人のような引出役(出し子)についても、その当罰性は否定されないとと思われるところ、振り込め詐欺に関して共謀が認められる場合には、詐欺共犯の成立を認めればよいが、共謀を認定できない場合には、引出行為を捉えて、銀行を被害者とする詐欺罪(窓口)または窃盗罪(ATM)の成否を考えざるをえない。本事案で引出行為の罪責が問われているのも、被告人につき詐欺の共謀までは認められなかったためであろう⁽⁵⁾。

従前の裁判例には、他人名義口座からの引出しにつき、口座の譲渡が約款や法律で禁止されていることを指摘し、銀行の意思に反する引出行為だとし、窃盗罪の成立を認めたものがあつたが⁽⁶⁾、この説明は自己名義口座からの引出しには妥当しないという難点を残していた。本判決は、自己が代表者である会社名義の口座からの引出しにかかる事案、すなわち自己名義口座からの引出しと同視しうる事案にも詐欺罪・窃盗罪の成立を認める点で、同罪の

(4) 坂田威一郎「振り込め詐欺の法的構成と既遂時期に関する実務上の若干の考察」『植村立郎判事退官記念論文集 第2巻』(2011年、立花書房)85頁。なお、被害者に振込みであることを認識させない還付金詐欺は、電子計算機使用詐欺罪の間接正犯として処理されている(例、岐阜地判平成24・4・12 LEX/DB 25481190)。

(5) もっとも、研究会では、被告人の断りなしに被告人が甲社の代表者として登記されたことや、丁銀行で口座凍結を告げられた際の「弁護士と相談します」といった言動などからすれば、詐欺の共謀が認定できたのではないかとの意見もあつた。

(6) 東京高判平成17・12・15 東時56 卷1 = 12号107頁、東京高判平成18・10・10 東時57 卷1 = 12号53頁。

35 - 犯罪行為により自己名義口座に振り込まれた預金の払戻しと詐欺罪・窃盗罪の成否（田中）
成立範囲を従前の裁判例よりも広げるものといえる⁽⁷⁾。本判決は職権でその理由ないし法的構成について詳細に判示しており、これに検討を加えるのが本稿の課題である。

2. 民事上の法律関係

被告人の罪責を考える前提として、振り込め詐欺が行われた場合の民事上の法律関係を確認しておく必要がある。この点は、本判決も指摘するように、甲社は銀行に対して振込金額相当の預金債権を有効に取得すると解される。本判決の引用する最高裁判平成8年判決によると、多数・多額の資金移動を迅速に行うための振込みにおいては、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係があるか否かにかかわらず、受取人は普通預金債権を取得する。振り込め詐欺の場合、誤振込みの場合とは異なり、まがりなりにも原因関係（指定口座に振り込む意思）は存在するのであって、預金債権の取得を否定する理由はない⁽⁸⁾。

ただし、その後の民事判例は、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけで払戻請求が権利の濫用に当たるわけではないとしつつ、「払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たる」との余地を示している⁽⁹⁾。ここにいう特段の事情がどのような場合に認められるかは明らかでないものの、振り込め詐欺による詐欺金の払

(7) 同様に自己名義口座からの引出しに窃盗罪の成立を肯定した裁判例として、名古屋高判平成24・7・5高刑速平24年207頁がある。五十嵐恒彦・研修774号（2012年）104頁によると、最決平成24・11・28公刊物未登載で上告棄却とのことである。

(8) 振り込め詐欺救済法も、預金債権が口座名義人に帰属していることを前提にして、その消滅等の手続を定めるものである。

(9) 最判平成20・10・10民集62巻9号2361頁。本判決自体は、権利濫用に当たらないとされた事例である。

戻しは、詐欺の完遂を目的とするものであり、「詐欺罪等の犯行の一環を成す場合」の典型であると解される⁽¹⁰⁾。そうすると、本件被告人（が代表を務める甲社）にも民事上預金債権は帰属するが、金員を不正に取得する目的で払戻しを請求することは権利の濫用に当たり許されず、銀行側としても、事情を知らながら漫然と払戻しに応じれば、振込依頼人に対して不法行為責任を負うことにもなりうる⁽¹¹⁾。

3. 詐欺罪・窃盗罪の成立を認める法的構成

預金債権が成立するにもかかわらずその行使に詐欺罪の成立を認めたものとして、誤振込みに関する最高裁平成 15 年決定がある⁽¹²⁾。同決定は、銀行に確認、照会、組戻し等の措置を講じさせるため、受取人には誤振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があり、受取人がその情を秘して払戻しを請求することは欺罔行為に当たるといふ。調査官の解説によれば、同決定は、受取人に誤振込みにかかる預金の払戻権限があるかという観点からではなく、受取人から払戻請求を受けた銀行が誤振込みであることを知った場合にどのように対応するかという観点から詐欺罪の成否を検討したものであり、銀行が上記措置を採る利益は刑法上保護されてよく、その限りで、たとえ預金債権が成立しているとしても、その行使に信義則上一定の制約が課されているのだとされる⁽¹³⁾。

本判決は、「自己の口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知った場合には、銀行に口座凍結等の措置を講じる機会を与えるため、その旨を銀行に告知すべき信義則上の義務がある」と述べる点では、平成 15 年決定に倣っていると見られる。もっとも、それに続けて本判決は、「そのような事実を秘

(10) 『最高裁判所判例解説民事篇・平成 20 年度』523 頁以下〔石丸将利〕。

(11) 最判解・前掲注 10・527 頁〔石丸〕。

(12) 最決平成 15・3・12 刑集 57 卷 3 号 322 頁。

(13) 『最高裁判所判例解説刑事篇・平成 15 年度』131 - 134 頁〔宮崎英一〕。

して預金の払戻しを受ける権限はないと解すべきであり、「払戻しを受ける正当な権限が…あるように装って預金の払戻しを請求することは欺もう行為に当た」と判示して払戻権限の有無を問うている点では、平成15年決定とは異なり、むしろ平成20年民事判決を意識しているように見られるが⁽¹⁴⁾、その趣旨ないし両者の関係は判然としない。本件では、平成15年決定の事案と異なりATMでの窃盗罪も問題となっており、窃盗罪の場合に告知義務云々をいうことが難しく思われたのかもしれないが、振り込め詐欺被害金である旨を告知しないで行う現金引出しは銀行の意思に反するといえは足りるはずである⁽¹⁵⁾。

この点については、本件では、告知義務違反という構成をとる必要はなかったというべきように思われる。既に2で述べたように、振り込め詐欺被害金の払戻しが権利濫用に当たるとすれば、受取人には正当な払戻権限がないのである。権利濫用に当たる理由は、それが犯罪行為の完遂を目的としており、権利の社会性に反して権利行使として是認できない点にあるとすれば⁽¹⁶⁾、たとえ振り込め詐欺被害金である旨を告知して行うのでも払戻請求は認められないはずである。したがって、端的に、正当な払戻権限がないのにあるかのように装って銀行窓口で払戻しを行うよう仕向けることが欺く行為を構成し、また、ATMでの引出しもその意味で銀行の意思に反する占有移転を実現するものとして窃取行為を構成すると考えればよい⁽¹⁷⁾。平成15年決定で告知義務違反という構成がとられたのは、誤振込金の受取人が組戻しの措置に応

(14) 田山・前掲注1・227頁。

(15) 誤振込みの場合も、窓口での払戻しに詐欺罪の成立を認めるならば、平成15年決定の事案とは異なってATMで現金を引き出したとしても、窃盗罪の成立を否定する理由はない。大谷實『刑法講義各論〔新版第4版補訂版〕』（2015年、成文堂）300頁、西田典之『刑法各論〔第6版〕』（2012年、弘文堂）236頁。

(16) 最判解・前掲注10・524頁〔石丸〕。

(17) 告知義務違反という構成を介する必要はなかったと評するものとして、杉本・前掲注1・173頁。

じずその払戻しを請求した場合、銀行としてはこれに応じざるをえず⁽¹⁸⁾、その払戻請求が常に権利濫用になるとまでは断じ難かったからだと思われるが⁽¹⁹⁾、振り込め詐欺被害金の払戻しの場合にはそうではない。

4. 保護される銀行の利益

もっとも、払戻請求が民事法上権利濫用であり、銀行の意思に反するからといって、直ちに刑法上処罰されるとは限らない。財産犯の成立を認めるには、単なる意思侵害ではなく、刑法での保護に値する財産的利益の侵害を要する。すなわち、銀行の預金保持の利益が財産犯での保護に値するものかにつき、別途検討を要するのである⁽²⁰⁾。本判決や平成15年決定が告知義務を導出するための前提として摘示する事情も、財産犯で保護されるべき利益に關

(18) 組戻しは、受取人から振込依頼人の口座への再度の振込みと解され、受取人の承諾なしに行うことはできない。最判平成12・3・9金法1586号96頁参照。

(19) 最判解・前掲注13・133頁、141頁〔宮崎〕参照。もっとも、最判解・前掲注10・524頁〔石丸〕は、平成15年刑事決定を前提に、誤振込みがあることを秘して払戻しを請求することは権利濫用に当たると述べている。

(20) 中森喜彦『刑法各論〔第4版〕』（2015年、有斐閣）112頁も、窃盗罪を成立させる決定的理由は所持者の意思に反することではなく、より実質的な財産侵害の事情を根拠とすべきと述べる。財産的損害をどのように理解するかには明確な一致が見られないものの、財産移転が財産保持者の意に反するというだけで財産犯の成立が認められるわけでないことは、たとえば最決平成21・6・29刑集63巻5号461頁（共犯者の不正遊戯を隠蔽するために行われた通常の遊戯方法によるパチスロのメダル取得につき、窃盗罪の成立を否定）からも窺われる。

なお、このような理解からは、他人名義の口座からの引出しでも、詐欺罪・窃盗罪の成立が否定される場合がありうる。たとえば、違法に他人から譲り受けた口座を犯罪とは無関係な日常生活資金の管理に利用していた場合は、民事法上正当な払戻権限が認められず、その点で銀行の意思に反する払戻しであったとしても、詐欺罪・窃盗罪で保護されるべき銀行の財産侵害はないと見る余地がある。松田俊哉「振り込め詐欺の被害者に振り込ませた現金をATMで引き出すことの擬律について」『植村一郎判事退官記念論文集 第2巻』（2011年、立花書房）67頁、70頁参照。前掲注6掲記の2つの裁判例は、そのような事案ではない。

31 - 犯罪行為により自己名義口座に振り込まれた預金の払戻しと詐欺罪・窃盗罪の成否（田中）
わるものである⁽²¹⁾。本判決が挙げるのは「口座凍結等の措置を講じる機会」
であり、こうした「措置をとることは、普通預金規定に基づく取扱いである
とともに、救済法の期待するところでもある」という。

確かに、銀行は、預金規定に基づく取引停止等の措置を口座名義人の承諾
を得ることなく講じることができる。しかし、取引停止等の措置を講じるに
しても、銀行がその預金を自己のものにできるわけではなく、口座を解約す
れば通常は預金を口座名義人に返還しなければならない。預金規定に基づく
取引停止・解約の事由には、違法薬物や児童ポルノの売買代金の振込みに口
座が利用された場合なども含まれるところ、このように実質的な財産上の被
害者が存在しないケースにまで銀行の預金保持を保護する必要性は乏しい⁽²²⁾。
そこでは、口座が不正な行為に利用されないという利益が問題となっている
にすぎず、銀行において当該預金を保持する利益を根拠づけるまでには至っ
ていない。

こうした点を考慮したのかどうかは分からないが、本判決は、上述のよう
に、普通預金規定に加えて救済法の存在をも指摘する。すなわち、振り込め
詐欺があった場合における口座凍結措置は、預金債権消滅手続を経た上で被
害回復分配金を支払うための準備段階をなしており、そうした被害者救済の
ための役割が銀行に期待され、救済法によって法的義務とされている⁽²³⁾。そ
の意味で、銀行としても、当該口座が犯罪行為に利用されているか否かに関
心を有し、払戻しに応じず預金を保持しておく利益に要保護性があるといえ
る⁽²⁴⁾。もちろんここでも、銀行自身が当該預金を自己のものにできるわけ

(21) 松澤伸「振り込め詐欺を巡る諸問題」早稲田大学社会安全政策研究所紀要5号(2013
年)14-15頁も、「ここでの本質的問題は、告知義務違反ではなく、銀行の占有に要
保護性が認められるかどうかである」と述べる。

(22) 松田・前掲注20・68頁、橋爪隆「銀行預金をめぐる犯罪の成否について」刑事法ジャー
ナル31号(2012年)10頁、照沼亮介「預金口座内の金銭の法的性質—誤振込の事案
を手掛かりとして—(3)」上智法学論集58巻1号(2014年)68頁。なお、組織犯罪
処罰法10条の犯罪収益隠匿等の罪の成否は別問題である。

はないが、財産の持つ意味・価値には多様なものがありうるのだから、その点は財産犯成立の妨げとならない。本判決が「救済法の趣旨に反するとの非難を受けないためにも」と判示するのも、預金保持について銀行が固有の利益を有することを表現したものと解される。さらに付言すれば、口座名義人には、預金債権があるといっても、そこから最終的に利益を享受する実質的権利はない点も重要と思われる。そのような口座名義人との関係では、銀行の預金保持の利益が上の程度のものであっても、刑法での保護に値すると考えられるのである⁽²⁵⁾。本判決が救済法の存在をも指摘する点は、以上のような観点から、意味のあることであつたと解される⁽²⁶⁾。

なお、誤振込金の払戻しに関する平成 15 年決定は、確認・照会・組戻し等の措置を講じる機会を失わせたことを理由に、詐欺罪の成立を認めている。

(23) 救済法 3 条の文言からは判然としないが、取引停止等の措置を義務づけなければ、被害者の財産的被害の回復という法の目的を達成できないなどとされる。廣渡鉄・福田隆行「振り込め詐欺救済法の実務上の問題点」金融法務事情 1921 号 (2011 年) 98 頁参照。

(24) 杉本・前掲注 1・173 頁、同「騙し取ったものを騙し取る」法学セミナー 733 号 (2016 年) 90 頁参照。これに対して、銀行のこのような「公的」ないし「社会的」役割への着目は、個人法益に対する罪としての財産犯の枠組みを逸脱するきらいがあるとの批判として、田山・前掲注 1・228 頁。

(25) 占有移転罪の保護法益に関して本権説に立つ場合に、窃盗犯人の財物占有が、財物所有者との関係では保護に値しないが、第三者との関係ではなお要保護性を認める(中森・前掲注 20・107 頁など)と考えるのと同様である。

(26) これに対して、前掲注 7・名古屋高判平成 24・7・5 は普通預金規定にしか言及していないが、その理由づけだと、本文で述べたように、違法薬物等の売買代金として振り込まれた預金の払戻しにまで詐欺罪等を成立させてしまう。もっとも、隄良行・捜査研究 741 号 (2012 年) 44 頁は、このような場合にも詐欺罪が成立しうると述べる。

なお、本判決は、銀行が口座凍結措置をとって預金を保持する目的ないし必要性につき、「振り込め詐欺等の被害者と振込金の受取人(預金口座の名義人)との間の紛争に巻き込まれないため」との点をも指摘するが、銀行は当該預金を取得しうる立場にない以上、預金を保持していても紛争に巻き込まれるのであつて、銀行の預金保持に対する刑法上の要保護性を基礎づける理由にはならないように思われる。

29 - 犯罪行為により自己名義口座に振り込まれた預金の払戻しと詐欺罪・窃盗罪の成否（田中）

これらの措置も、普通預金規定や振込規定に基づく、振込依頼人の利益を図るための措置であり、また、受取人には最終的に利益を享受する実質的権利のない点も、振り込め詐欺の場合と同様といえる。しかし、組戻しは受取人の承諾なしに行うことはできないものであり⁽²⁷⁾、そのような措置を試みるための銀行の預金保持が刑法での保護に値するといえるかには疑問がありうる。これに比べれば、振り込め詐欺被害金の場合の取引停止措置は、口座名義人の承諾を要するものではないから、要保護性を認めやすいといえる⁽²⁸⁾。

5. 本判決の射程

以上のように本判決を理解した場合に、その趣旨・射程がどこまで及ぶかにつき、簡単に言及しておく。

一方でまず、振り込め詐欺でなくても、救済法の対象となる「振込利用犯罪行為」であれば、その犯罪行為により実質的に被害を受ける者が存在し、救済法によってその実質的被害者の救済のための措置が銀行に期待されるので、払戻行為に詐欺罪等が成立すると解される。出資法違反の返済金を口座に振り込ませた場合がその例として挙げられる⁽²⁹⁾。

他方で、救済法の対象にはならないが、実質的被害者が存在するケースもありうる。その例として、他人の定期預金を勝手に解約してその解約金を自己名義口座に振り込ませそれを払い戻す場合が挙げられ、詐欺罪・窃盗罪の成否につき見解が分かれている⁽³⁰⁾。本判決は、救済法の対象となる事案に関するものであり、救済法への言及も、詐欺罪・窃盗罪の成立を救済法適用事

(27) 前掲注 18 参照。

(28) 誤振込金の払戻しに詐欺罪等の成立を否定しつつ、振り込め詐欺被害金の払戻しに同罪の成立を肯定するのは、松澤・前掲注 21・16 頁。もっとも、実務上、被仕向銀行の過誤であった、あるいは、仕向銀行の過誤であり仕向銀行から取消通知があった場合は、受取人の承諾の有無にかかわらず入金を取り消すようである（最判解・前掲注 13・127 - 128 頁〔宮崎〕）。

例に限定する趣旨までは含んでおらず、この問題は本判決の関知するところではないと解される。

6. おわりに

以上の検討の結果、本判決が告知義務違反を述べる点にはやや疑問があるものの、普通預金規定および救済法を背景とした取引停止等の措置をとる可能性を理由に、銀行を被害者とする詐欺罪・窃盗罪の成立を認めることは可能であると解される。

もっとも、振り込め詐欺の場合、振込依頼人こそが実質的な被害者なのであり、銀行を被害者とする詐欺罪・窃盗罪の成否を問題にすることが実態にそぐわないことは否定できない。そこで最後に、振込依頼人を被害者とする犯罪の成立可能性に触れておく⁽³¹⁾。振り込め詐欺に関する事前共謀の認められない出し子について振り込め詐欺の共犯として処理しがたい理由は、1で述べたように、口座への振込入金によって詐欺罪が既遂に達すると解されて

(29) 松田・前掲注 20・69 頁、照沼・前掲注 22・69 頁。なお、救済法の適用対象は、以下の通り定義されている。

第 2 条 3 この法律において「振込利用犯罪行為」とは、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう。

4 この法律において「犯罪利用預金口座等」とは、次に掲げる預金口座等をいう。

一 振込利用犯罪行為において、前項に規定する振込みの振込先となった預金口座等

二 専ら前号に掲げる預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された預金口座等であって、当該預金口座等に係る資金が同号の振込みに係る資金と実質的に同じであると認められるもの

(30) 救済法によって処罰範囲を画するのは松田・前掲注 20・70 頁、松澤・前掲注 21・16 頁。反対説として、橋爪・前掲注 22・11 頁。

(31) 以下に述べる構成のほか、占有離脱物横領罪の成立を認めるものとして、富山・前掲注 1・239 頁。

27 - 犯罪行為により自己名義口座に振り込まれた預金の払戻しと詐欺罪・窃盗罪の成否（田中）

いる点にあった。ここで既遂と同時に犯罪が終了すると考えるならば、出し子の行為は、財産犯によって領得された物に事後的に関与するものであり、盗品等運搬罪の成立可能性が考えられる⁽³²⁾。もっとも、素朴な感覚としては、振り込め詐欺の犯行は口座からの現金引出しによって完了するのであり、出し子は途中関与であるにせよ振り込め詐欺の共犯者である。そうすると、たとえ振込入金時点で詐欺罪が既遂に達するとしても、犯罪は未だ終了していないと見て、出し子を詐欺共犯として処断する余地もあるのではないかと思われる⁽³³⁾。今後の検討課題としたい。

(32) 盗品等運搬罪の成立可能性に言及するのは、松澤・前掲注 21・16 - 17 頁。銀行を被害者とする詐欺罪・窃盗罪と刑の上限は同じだが、刑法 256 条 2 項には罰金の併科がある。これは、本犯（ここでは振り込め詐欺の犯人）助長的性格によって説明される。

(33) 一般に状態犯とされる犯罪でも、既遂時期と犯罪終了時期が一致しない場合がある。参照、佐伯仁志「犯罪の終了時期について」研修 556 号（1994 年）15 頁以下。研究会でも、振り込め詐欺の共犯としての処理を考えるべきとの意見が強く出された。同じような問題意識から詐欺の既遂時期の再考を示唆するのは、田山・前掲注 1・229 頁。